

請願文書表

受理番号	請願第1号
受理年月日	平成29年8月22日
請願者の住所、氏名	草津甲賀民主商工会婦人部 代表 大西 里恵 住所 栗東市川辺424-2
請願件名	国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書
請願要旨	所得税の確定申告における事業所得の取扱いでは、青色申告でない白色申告の場合の専従者控除は、配偶者の場合で86万円の上限が定められている。しかし、2014年1月に全ての事業者に記帳が義務づけられたことで、記帳義務強化のための所得税法第56条の根拠はなくなっており、所得税法第56条の廃止を求める意見書を政府に提出して頂きたい。
紹介議員	野並享子、東郷正明、太田健一
付託委員会	総務常任委員会

請 願 内 容

【請願理由】

地域経済の担い手である中小業者の営業は家族全体の労働によって支えられています。しかし、事業主と共に働き、営業を支える家族従業者の「働き分」は所得税法56条「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない（条文趣旨）」により、必要経費として認められていません。配偶者が年86万円、それ以外の親族は年50万円が控除されるだけで、最低賃金にも満たない額です。そのことが低単価、低賃金、低い年金など劣悪な社会保障の要因となっており、後継者不足にもつながっています。青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法57条は、税務署長への届出と記帳義務などの条件付であり、納税者を申告の仕方で差別するものです。

2014年1月に全ての事業者に記帳が義務付けられたことで、記帳義務強化のための差別条項である56条、57条の存立の根拠もすでになくなっていきます。

家族従業者の人権を認めない所得税法56条は廃止すべきと、4月現在全国で483自治体が国に意見書をあげています。国連女性差別撤廃委員会では2016年、日本政府に対し、「家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める」と勧告しました。家族経営における配偶者の多くは女性です。

世界の主要国では、家族従業者の人格・人権・労働を正當に評価し、その働き分を必要経費に認めています。2015年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画には所得税法の見直しが盛り込まれました。政府も検討すべきと答えていますが、いまだ実現していません。

家族従業者の人権保障の基礎を作るために「所得税法第56条の廃止を求める意見書」を早急に国に求めてください。